

IV 学校教育の内容及基本的な考え方

京都府における特別支援教育

京都府の重層的支援システム

校内委員会

特別支援教育コーディネーター

特別支援教育に関わる支援員・指導員

学校生活や授業におけるユニバーサルデザイン



5 特別支援教育

(2) 京都府における特別支援教育

京都府における特別支援教育は、明治11年の我が国最初の京都盲啞院に始まる。現在、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室をはじめ、全ての学校の通常の学級においても特別支援教育が進められている。

京都府では、学校、市町（組合）教育委員会、教育局が地域の現状に応じた取組を進めている他、地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすため、各特別支援学校に「地域支援センター」を設置し、専任の地域支援コーディネーターを含む巡回相談員を配置し、教育相談（発達障害に関する内容を含む）や各校及び関係機関の研修支援等を積極的に行っている。また「京都府スーパーサポートセンター（SSC）」を設置し、研修や相談等のニーズに対応するなど、重層的に支援を行っている。

資料⑤ P160

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の実態把握や支援内容の検討等を行うため、特別支援教育に関する委員会（校内委員会）を設置している。

校内委員会は、児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握、教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討（個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む）、支援内容の評価等の役割を担っている。

特別支援教育コーディネーターは、各学校の特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者の相談窓口等の役割を担う。また、特別支援教育コーディネーターは合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担い、各学校において組織的に機能するよう努めている。

各学校において、管理職、特別支援教育コーディネーター、各学級担任等と連携の上、例えば、基本的な生活習慣の確立のための日常生活上の支援等の役割を果たすことが想定されている。

通常の学級においても、発達障害を含む様々な障害のある児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を行うことが重要である。そのためには、質の高い教育環境づくりが大切であり、ユニバーサルデザインの概念を学校生活や授業により積極的に取り入れることが重要である。

授業づくりにおいては、障害のある児童生徒も学びやすいよう授業を改善することを契機として、全ての児童生徒がより分かる、できることを目指すユニバーサルデザインによる授業づくりを進めていくことが大切である。また、個々の授業だけでなく、教職員間で共通理解を図りながら、学校全体でユニバーサルデザインを進める学校づくりが期待される（本編P131 V-2-（2）「1時間の授業の組立て方」参照）。

なお、障害のある児童生徒については、教育的ニーズに応じて「合理的配慮」を提供する必要がある（本編 P73 IV－5－(1) 「基本的な考え方」参照）。

教育支援委員会

京都府及び各市町（組合）教育委員会には、医師、教育職員、児童福祉施設職員等各分野の専門家からなる「教育支援委員会」等が設置され、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育的ニーズ等を踏まえた適切な就学先の判断等について相談及び審議を行っている。

就学の仕組み

市町（組合）教育委員会は、「教育支援委員会」等の審議結果の報告を受け、本人・保護者に対し十分な情報提供を行いつつ、本人・保護者の意見を最大限に尊重し、本人・保護者と市町（組合）教育委員会、学校等が幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町（組合）教育委員会が総合的な判断により、就学先を決定している。

資料⑥ P161

〈特別支援学校の対象とする障害の程度〉

学校教育法施行令第22条の3

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもの のうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可 能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用に よつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻 繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生 活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活におけ る基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学 的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状 態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

《参考資料》

- 「まなびの道しるべ」（京都府教育委員会 令和7年3月）
- 「京都府の特別支援教育」（京都府教育委員会 令和5年度版）
- 「就学事務の手引－特別支援学校（小・中学部）編－」（京都府教育委員会 令和4年7月改訂）
- 「ユニバーサルデザイン授業～発達障害等のある子どもを含めて、どの子にもわかりやすい授業～」（京都府総合教育センター 平成25年2月）